

公述申込書

1. 事案番号：平 27 第 5015 号
2. 事案の種類：一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の指定
3. 指定する地域：大阪市域交通圏
4. 公述人氏名：阪本 均（サカモト ヒトシ）
5. 住所：大阪府豊中市服部南町 3 丁目 5-12 TEL06-6863-6681
職業：私鉄関西ハイタク労働組合連合会 副執行委員長 年齢 61 歳
6. 事案に対する賛否：特定地域指定に賛成



公述書

1. 公述者は、兵庫・大阪両府県の私鉄系ハイタク 5 組合 762 名で組織する私鉄総連ハイタク協議会、私鉄関西ハイタク労働組合連合会副執行委員長の阪本均（サカモト ヒトシ）です。

2. タクシー業界の大きな節目は 2002 年に施行された「改正道路運送法」所謂タクシーの規制緩和で、それまでタクシーの台数は「需給調整規制」によって、運賃は、「同一地域同一運賃」で、国が管理するシステムでしたが、規制緩和で一転して、一定の条件さえクリアすれば誰でもタクシー産業に参入できる法律が施行され、既存事業者の増車や新規参入事業者で、それまでも供給過剰と指摘されていた大阪では、一気に 4,000 両の車両が増え、22,000 両となりました。また、40 数種類ともいわれる料金体型が導入され、利用者の困惑を招きました。「規制緩和の実験場」と言われた大阪では、増車や価格競争で歩合によって給与が支給されるタクシー乗務員の賃金は年々低下し、私たち組織組合員の中でも法定最低賃金、生活保護基準収入にも満たない乗務員が出てきたのも事実です。

3. 2005 年 5 月 21 日に NHK 教育テレビで、タクシー産業の厳しい実態を放映しました、「タクシードライバーの長い夜」は、規制緩和以降、増車によってタクシーが溢れかえり、ホームレス乗務員の急増や客待ちタクシーが交通渋滞を引き起こしている状況、料金競争によって乗務員の年収が激減、減り続ける収入を補おうと無理をすることで事故件数も増加している状況が指摘されました。また、「JR 事故」や「あずみ野観光バス事故」、関越道で発生しました高速ツアーバス事故などでも分かるように、何でもありの規制緩和は交通事業者が競争

に駆り立てられ、乗客の「安全」という公共交通として、最も重要な部分に影響を及ぼしているのではないのでしょうか。安全に対する意識が崩壊している現実、人命を預かるタクシー業界がこれで良いのか疑問に感じます。

4. そのような状況下、2009年に「タクシー適正化・活性化特別措置法」が施行、大阪市域交通圏が「特定地域」に指定され、供給過剰を解消すべく「減休車」が行われ一定の成果は現れましたが、供給過剰の解消にまでは至りませんでした。また、減休車は事業者の主体性に委ねられていたことから、協力的な事業者と非協力的な事業者との間で、不公平問題が生じ、今回の特定地域指定の賛否の議論でも、その思惑が浮き彫りになりました。

5. そして2013年11月27日、「特定地域における一般乗用旅客運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の一部を改正する法律」が公布、1月27日に「特措法・道路運送法改正部分」が施行されました。

この法律の本義は、タクシーの適正化・活性化を進めることをもって供給過剰を解消し、需給のバランスを回復すると共に、タクシー乗務員の労働条件の改善、それによって若年層の労働力が確保できる環境を創るため、また、公共交通最大の使命である安全性、利便性の向上を実現することと考えます。それには特定地域の指定をいただき、3年ないし、早ければ2年で解除されますが、この間に業界関係者が適正化・活性化について真摯に議論していく状況にあるのではないのかと考えています。究極的には、指定解除に向かうくらいの状況の改善が求められていると思います。

最後に重複いたしますが、タクシーが真の公共交通として地域交通の確保、輸送の安全性、利便性の向上が充分発揮できるよう、早急に地域協議会で議論したいと考えますので、特定地域の指定をよろしくお願いします。